

6 市たばこ税

担当課
市民税課 024-924-2081

市たばこ税は、たばこの製造者、輸入業者、卸売販売業者が、市内のたばこ小売販売業者に売り渡した製造たばこに対してかかる税です。

市たばこ税を納める人（納税義務者）

たばこの製造者、輸入業者、卸売販売業者

※ たばこの小売価格のうちには、既に市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、たばこを買う人です。

税額の計算

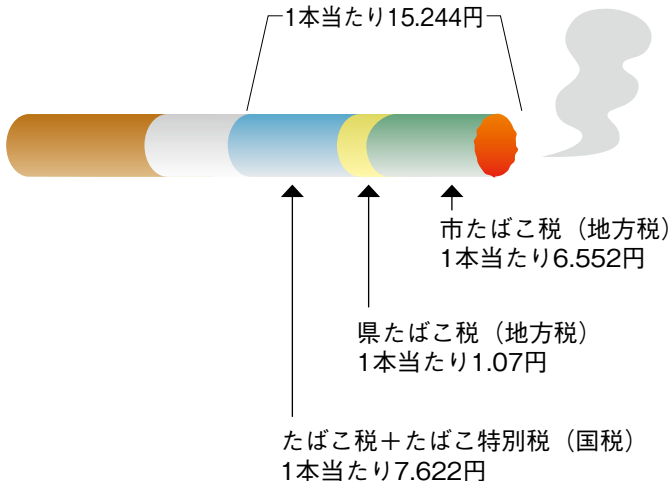
売り渡し本数

×

税率 1,000本につき6,552円

申告納付

毎月の売り渡し分を翌月末日までに申告し納めていただきます。



7 事業所税

担当課
市民税課 024-924-2081

事業所税は、人口30万人以上で政令により指定された都市などで事業所の床面積や従業者の給与に応じて課税される税金で、福島県内では、郡山市といわき市で課税されています。

事業所税は、都市環境の整備及び改善の費用に充てるための目的税です。具体的には次のような各整備事業の費用の一部に充てられています。

- ・下水道、廃棄物処理施設
- ・道路
- ・土地区画整理
- ・学校、文化施設
- ・保育所、医療、社会福祉施設
- ・公園
- ・河川
- ・その他

事業所税を納める人（納税義務者）

事業所等において事業を行う法人または個人です。

区 分	資 産 割	従 業 者 割
課 税 標 準	課税標準の算定期間末日における事業所床面積(m ²)	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額(円)
免 税 点	市内の事業所等の床面積の合計が1,000m ² 以下	市内の事業所等の従業者数の合計が100人以下
税 率	600円/m ²	0.25/100
課税標準の算定期間	法 人 毎事業年度 個 人 毎年の1月1日から12月31日まで	
申告納付期限	法 人 事業年度終了の日から2か月以内 個 人 翌年の3月15日まで	

※次の場合も申告が必要です。

- 1 事業所税が免税点以下の場合で、事業所床面積の合計が800m²を超える場合または従業者数の合計が80人を超える場合
- 2 事業所用家屋を他に貸付けている場合

8 入湯税

担当課
市民税課 024-924-2081

入湯税は、環境衛生施設・消防施設等の整備に要する費用に充てるために設けられた目的税で、鉱泉浴場における入湯客に課税されます。

入湯税を納める人（納税義務者）

温泉（鉱泉浴場）の入湯客です。

税 率

宿 泊 者	1人1泊	150円
日 帰 り	1人	100円

浴場の経営者等は、入湯客から受け取った入湯税を、受け取った翌月の末日までにまとめて納めます。

課税免除になる方

- (1) 12歳未満の人
- (2) 共同浴場または一般公衆浴場に入湯する人
- (3) 長期療養者（16日目以降の入湯分に限る。）
- (4) 郡山市市民福祉センターサニーランド湖南に入湯する人
- (5) 日帰り客が利用する施設でその利用料金が1,000円以下（消費税及び地方消費税の額を除く。）の人
- (6) 修学旅行または体育大会等の行事に参加中の学生、生徒、児童

※(3)及び(6)については、入湯税免除申請書を提出してください。

鉱泉浴場の経営者の方へ

毎月の入湯分を翌月末日までに申告し納めていただきます。

新しく経営しようとする場合は、経営開始の日の前日までに、住所・氏名・施設名・所在地などの必要事項を市に申告してください。